

内閣参質一八三第三四号

平成二十五年三月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田健二 殿

参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問に対  
する答弁書

一について

お尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、仮定の質問であり、お答えす  
ることは差し控えたい。

二及び三について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が  
国はこれを有効に支配している。したがつて、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在  
しない。また、尖閣諸島に関する中国独自の主張は、国際法上、領有権の主張を裏付ける有効な論拠を欠  
くと考えている。政府としては、このような我が国の一貫した立場に関し、国内外で正しい理解を得るべ  
く、対外発信を強化しているほか、様々な機会を捉え外交ルートを通じた働きかけを行つており、今後と  
も努力していく考えである。

